

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 10 月 23 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500334号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500073号

第1 結論

昭和55年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、18歳で働き始めてから年金に加入し、保険料を納付し続けていくことに誇りを持っていた。請求期間については、当時夫が自営をしていた関係で銀行員に仕事場に来てもらっていたことから、3か月ごとに私が夫婦二人分の3か月分の国民年金保険料に納付書を添えて銀行員に預け、後日、領収書その銀行員に届けてもらっていた。請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求者と請求者の夫の二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年2月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、請求期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、請求者が夫と婚姻した昭和48年1月から平成12年*月に夫が亡くなるまでの間、請求期間を除き請求者夫婦に未納期間はなく、請求者が3か月と短期間である請求期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500323号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500074号

第1 結論

昭和56年12月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月から昭和61年3月まで

私は、勤務先を退職する際に給与担当者から国民年金の加入について説明を受けたことから昭和56年12月にA市役所(現在は、B市A区役所)で任意加入手続を行い、保険料は納付書に現金を添えて郵便局で納付した。その際、受け取った領収書はないが、請求期間が未加入となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、勤務先を退職した後の昭和56年12月にA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、保険料は納付書に現金を添えて郵便局で納付したと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年6月頃に払い出されたものと推認され、請求者が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、請求者は、昭和61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得していることが確認でき、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われたと考えられることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンラインの氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。